

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成 28 年 5 月に衆議院選挙制度改革関連法が成立し、衆議院議員の定数の削減と、いわゆる「一票の較差」を是正するための制度が設けられ、各都道府県の区域内の選挙区の数は、令和 2 年以降 10 年ごとに行われる国勢調査の結果に基づき、いわゆる「アダムズ方式」により配分されることとなった。

昨年 11 月に、令和 2 年国勢調査の確定値が公表されたが、その結果に基づく、本県の小選挙区選出議員の定数は 1 名減となる。現在、衆議院議員選挙区画定審議会において、選挙区の改定案が審議されているが、地域の実情、地勢、交通、歴史、文化その他の自然的社会的条件にも十分配慮することが必要である。

一票の較差を是正することは重要な課題ではあるものの、地方創生の重要性は高まっており、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなることで、地方の意見が国政に届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった、地方で顕在化する課題の解決は遠のき、国の将来に大きな影響を与えることとなる。今回の改定に伴い、地方選出の議員が減少することは、極めて憂慮すべき事態である。

よって、国においては、地方の意見が引き続き国政に十分に反映されるものとなるよう、地方の声にも耳を傾けながら、衆議院議員選挙制度の在り方について十分に議論を重ね、抜本的な改革を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長